

新一万円札発行を契機とした観光周遊促進業務委託 仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

新一万円札発行を契機とした観光周遊促進業務委託

2 委託期間

契約日から令和6年11月29日（金）まで

3 目的

渋沢栄一翁（以下、渋沢翁）が令和6年7月に発行される新一万円札の肖像となる機会を捉え、県内の観光振興の取組を進め、県内外からの観光誘客と観光消費の拡大を図ることを目的とする。

4 委託業務の内容

（1）県内への観光誘客・観光消費拡大のためのスタンプラリーを実施する。

ア ターゲット層を小中学生とした、夏休みの時期に家族で楽しく周遊ができる要素を取り入れること。

イ 実施方法はブラウザ版とする。

ウ 参加者数及び参加者の年代や居住地のデータを取得できる仕組みを講じること。

エ スタンプスポットは、渋沢翁と関係のある施設10か所以上とし、小中学生が興味を持つ場所を提案する。なお、選定理由については企画提案書へ記載するものとする。

オ 実施期間は令和6年7月24日（水）から令和6年9月30日（月）までとする。

カ 事業実施に必要な写真等素材一式の手配は受託者が行うこと。

キ その他、定められた予算の範囲内において、魅力的かつ効果的な観光誘客が図られるような手法があれば追加で提案すること。提案にあたっては、その手法を取り入れることによって得られるメリットを明示すること。

（2）広報物等の制作及び広報

ア WEB広告を活用した効果的な広報を委託費の範囲内で提案すること。

イ 制作したデータは県に納品することとし、納品されたデータを広報目的で使用（二次使用）できることとする。

（3）スタンプラリー参加者の中から抽選で当たるプレゼント企画を提案すること。

ア 応募区分は3種類以上設定すること。

イ プレゼントは複数提案し、渋沢翁関連商品を含めるものとし、受託者の提案を受け、協議の上決定する。

ウ プレゼントの調達及び発送にかかる費用は委託費に含めることとする。

エ プレゼントは不当景品類及び不当表示防止法に抵触しない範囲で選定する。

オ プレゼントの応募フォームは受託者からの提案によるものとし、入力項目等は委託者と協議の上決定する。

(4) 問合せ等に対応する事務局の設置は必須としない。ただし、予算の範囲内で設置を提案することを可能とする。

(5) 業務執行体制、業務内容及び事業スケジュール、詳細等を示した実施計画を策定し、県の承認を得ること。

(6) 業務完了報告書の作成

ア 業務終了後、業務完了報告書を電子データで提出するとともに検査を受けること。合格と認められないときは、県の指定する期日までに補正を行うこととし、その場合の費用については、受託者の負担とする。

イ 提出期限 令和6年11月29日(金)

提出先 埼玉県産業労働部観光課 DMO 支援・観光振興担当

メール a3950-01@pref.saitama.lg.jp

ウ 報告書掲載内容は以下のとおり。

(ア) 業務全体の実施計画

(イ) 参加者数、参加者の年代・居住地のデータ、及び同行者を含む総参加者数の推計

(ウ) スタンプスポットごとの獲得されたスタンプ数のデータ

(エ) 抽選参加者データ(応募者数、参加率)及び分析

(オ) 広報実績

(カ) 業務実施にあたり制作した成果物一覧

(キ) 事業全体のまとめと考察

(7) その他

本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。また受託期間中は、専任の担当者(県との連絡調整担当者)を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

5 制作物に関する権利の帰属

(1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意し、疑義が生じない内容とすること。

(2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

(3) 本業務の制作物等に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、原則として全て県に帰属するものとする。ただし、受託者が所有する写真及びイラスト等を使用した場合、当該写真及びイラスト等についてはこの限りではない。なお、受託者が所有する写真及びイラスト等を、委託者が制作物以外に使用する際には受託者と協議・許諾

等を要するものとする。

(4) 第三者への使用許諾は、委託者が行うものとする。

(5) 権利関係の処理

ア 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての処理及び使用料等の負担は受託者が行うこととする。

イ 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

ウ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

6 委託業務実施にあたっての留意事項

(1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

(2) 受託者等は、本委託業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。

(3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、埼玉県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。

(8) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。

(9) 本仕様書に定めるもののほか、受託者の企画提案内容についても、適切に履行すること。